

## 大分DMA-T設置運営要綱実施細則

### (目的)

第1条 この実施細則は、大分DMA-Tが、大分県、大分DMA-T指定病院（以下「指定病院」という。）、大分県医師会及び県内各消防本部（局）等の緊密な連携の下に、効果的な運用が図られるよう、必要な事項を定めるものである。

なお、本実施細則は、大分DMA-Tの運用に関する事項を定めるものであり、関係機関の自発的な活動、相互の応援、既存の体制による活動等を制限するものではない。

### (指定病院の指定証)

第2条 大分DMA-T設置運営要綱（以下「運営要綱」という。）第2の（3）に定める指定証は、別記様式第1号によるものとする。

### (編成)

第3条 指定病院の開設者は、運営要綱第4の規定により登録された隊員により編成したチームを派遣することを原則とするが、隊員が十分に登録されるまでの間は、隊員が所属する指定病院の職員が構成員として編成されるチームについても大分DMA-Tとみなす。ただし、この場合のチーム編成は、円滑な業務の遂行を確保する観点から、少なくとも医師1名は隊員であるよう努めるものとする。

### (隊員登録)

第4条 運営要綱第4の（2）に定める指定病院の開設者による推薦は、別記様式第2号によるものとする。

- 2 運営要綱第4の（2）に基づき、知事が行う大分DMA-T隊員（以下「隊員」という。）の登録は、別記様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前項の登録をしたときは、隊員に対し、別記様式第4号に定める大分DMA-T隊員登録証（以下「隊員証」という。）を交付する。
- 4 指定病院の開設者は、各隊員が災害発生の緊急情報等をいち早く把握できるよう、県が運用する緊急連絡用携帯電話メールシステムに、各隊員の携帯電話メールアドレスを別記様式第5号により登録する。
- 5 隊員は、隊員証の記載事項について、変更又は異動に伴う登録抹消（以下「変更等」という。）の必要が生じたときは、速やかに指定病院の開設者を経て別記様式第6号により、知事に変更等の申出を行う。
- 6 隊員証の有効期限は、発行した日から同日の属する年度の翌年度から5年を経過するまでの期間とする。
- 7 隊員は、運営要綱第4の（7）①～④に定める各種訓練等に参加した場合は、別記様式第6号の2により、医療政策課まで報告するものとする。
- 8 知事は、隊員の登録証の有効期間満了に伴い指定病院の開設者から別記様式第7号により更新申請を受けた場合には、第2項に準じて登録する。

#### (出動要請基準)

第5条 運営要綱第5に定める出動基準に基づき、知事が出動要請する大分DMA-Tの数は、次表を標準とする。

- 2 知事が、2以上の指定病院に大分DMA-Tの出動要請をする場合、厚生労働省が関与する統括DMA-T研修を受講した医師（以下「大分DMA-Tコマンダー」という。）が所属する指定病院が含まれるようにする。
- 3 前2項の規定は、消防機関が指定病院に対して直接、出動要請を行う場合において準用する。

予想される重傷者数	大分DMA-T出動確保数	大分DMA-Tコマンダー
1～10名程度	1～3隊	出動要請し、確保することが望ましい。
10名程度～	4隊～	出動要請し、確保に努める。

(備考)  
大分DMA-T1隊は、重症傷病者に対する治療資器材として、おおよそ2～3名分を携行していることを勘案して出動要請する。

#### (出動要請方法)

第6条 知事が、運営要綱第6の(1)に定める出動要請をする場合は、別表「大分DMA-T出動要請連絡先一覧」に定める電話番号に連絡するとともに、速やかに別記様式第8号により要請内容を出動受諾した指定病院に送付する。

- 2 運営要綱第6の(3)に基づき、消防機関が、指定病院に直接出動要請をする場合は、別表「大分DMA-T出動要請連絡先一覧」に定める電話番号に連絡するとともに、速やかに別記様式第8号の2により要請内容を知事に送付する。
- 3 知事は、消防機関から前項に基づく出動要請を受けた場合、速やかに別記様式第8号により要請内容を出動受諾した指定病院に送付する。

#### (待機要請・解除)

第7条 県は、災害発生時に被災地外から被災地内への医療支援が必要となる可能性がある場合、指定病院に大分DMA-Tの待機を要請することができる。

- 2 県は、前項による待機要請をした場合において、被災地の状況等から、大分DMA-Tによる医療支援が必要となる可能性がなくなったと判断したときは、待機要請を解除する。
- 3 第1項による待機要請及び前項による待機要請の解除の手順は、出動要請の手順に準じて行う。

#### (活動内容)

第8条 大分DMA-Tは、運営要綱第7に定める次の活動内容に応じ、それぞれに定める関係機関の指揮下で活動するものとする。

(1) 災害現場での活動（運営要綱第7の（1）及び（2））

- ① 大分DMA Tは、原則として、災害現場に消防本部が設置する「現場指揮本部」に参集し、別記様式第9号により大分DMA T現場出動票を提出し、その指揮下で活動を行う。
- ② 先着した大分DMA Tのリーダーは、大分DMA T臨時コマンダーとして、後続の大分DMA Tや県外DMA Tの役割分担等の調整を行う。
- ③ 大分DMA T臨時コマンダーは、大分DMA Tコマンダーが到着したときは、速やかに業務を引き継ぎ、その後は、大分DMA Tコマンダーの指示に基づき活動するものとする。
- ④ 業務を引き継いだ大分DMA Tコマンダーは、現地指揮本部及び県（医療政策課）にその旨を伝達するものとする。

(2) 広域医療搬送（運営要綱第7の（3））

広域医療搬送とは、被災地で対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、緊急の治療を行うために国が政府の各機関の協力の下で行う活動であり、具体的には、東海地震等を想定したものである。

今後、国の動向を踏まえ、大地震等により本県に甚大な被害が生じた場合における被災地外への搬出手順や、東海地震等の発生による被災地内からの本県における搬入手順などを検討していくこととする。

(3) 病院支援（運営要綱第7の（4））

- ① 派遣先の災害拠点病院等に先着した大分DMA Tは、当該病院長の指揮下で、多数の来院患者へのトリアージ、救命処置、搬送支援等の診療支援を行う。
- ② 先着した大分DMA Tのリーダーは、大分DMA T臨時コマンダーとして、後続の大分DMA Tや県外DMA Tの役割分担等の調整を行う。
- ③ 大分DMA T臨時コマンダーは、大分DMA Tコマンダーが到着したときは、速やかに業務を引き継ぎ、その後は、大分DMA Tコマンダーの指示に基づき活動するものとする。

(4) 県災害対策本部等における活動（運営要綱第7の（6））

大分DMA Tは、災害医療コーディネーター等の指示に従い、県内等で活動するDMA Tとの連絡及び調整、医療機関の被災情報の収集等を行うものとする。

（補 償）

第9条 運営要綱第9に定める傷害保険は、次の補償内容を基準とする。

- (1) 死亡・後遺障害 2億円
- (2) 入院日額 15, 000円
- (3) 通院日額 10, 000円
- (4) 個人賠償責任 1億円
- (5) 携行品損害 10万円（免責金額3, 000円）

2 前項（1）から（3）の補償内容は、地震、津波、火山の噴火等の天災危険についても対応する。ただし、天災危険に係る死亡・後遺障害は1億円とする。

## (関係機関の役割)

第10条 大分DMAＴの関係機関は、大分DMAＴの効果的な運用が図られるよう、災害時には、それぞれ次の役割を担うものとする。

### (1) 県(医療政策課)

消防機関等の関係機関から災害の発生状況や大分DMAＴへ出動要請がなされた等の連絡を受けた場合には、次のとおり対応する。

- ① 緊急連絡用携帯電話メールシステムにより、隊員に対し災害の発生状況等について通報する。以降、災害対応状況、大分DMAＴ活動報告の伝達を同様に行う。
- ② 大分県医師会、日本赤十字社大分県支部、災害拠点病院、第三次及び第二次救急医療施設並びに救急告示施設に対し、「おおいた医療情報ほっとネット」の一斉通報(FAX・メール)により、傷病者の受入態勢の確保について協力を要請するとともに、受入可能人数及び手術の可否等を照会する。
- ③ ②の一斉通報と並行して、電話により個別通報する。ただし、災害拠点病院、第二次救急医療施設及び救急告示施設に対する個別通報は、災害対応を要請する必要があると判断した地域内の施設に限って行うものとする。
- ④ 受入可能人数及び手術の可否等の情報は、緊急連絡用携帯電話メールシステム、「おおいた医療情報ほっとネット」又は電話連絡等を活用して、関係機関へ提供する。
- ⑤ 必要に応じて、国及び他都道府県との連絡調整を行う。

### (2) 大分DMAＴ指定病院

- ① 大分DMAＴを派遣した指定病院は、派遣した大分DMAＴから活動状況及び現地情報を得た場合は県に伝達する。  
また、大分DMAＴが活動を終了したときは、速やかに、運営要綱第6の(5)に定める活動報告を、別記様式第10号により知事に提出する。
- ② その時点では大分DMAＴを派遣していないが、派遣が可能な指定病院は、その旨を、県及び当該指定病院所在地を管轄する消防機関に連絡するとともに、状況に変化があったときは、その都度連絡する。

## (その他)

第11条 この実施細則について、大分県災害医療対策協議会又はDMAＴ運営部会における検証等により、新たに定めるべき事項等が生じたときは、適宜、追加記載等を行うものとする。

## 附 則

この実施細則は、平成21年4月1日から施行する。

## 附 則

この実施細則は、令和2年1月27日から施行する。

## 附 則

この実施細則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この実施細則は、令和6年4月1日から施行する。